

平成22年度税制改正 所得税

～生命保険料控除が変わります～

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る生命保険料控除は、介護医療保険料控除が新設され、各保険料控除の合計適用限度額が12万円となります。

(1) 介護医療保険料控除の新設

<内容>

平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等のうち介護医療保険契約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、**介護医療保険料控除(適用限度額4万円)**が設けられます。

そして、**新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円**とされます。

そのため、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る生命保険料控除はその適用限度額が以下の①～③のとおりとなり、各保険料控除の合計適用限度額はそれ以前の契約とあわせて12万円となります

- ① 一般生命保険料控除・・・控除限度額 4万円
- ② 個人年金保険料控除・・・控除限度額 4万円
- ③ 介護医療保険料控除・・・控除限度額 4万円

<控除限度額>

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

<適用時期>

上記の改正は、**平成24年分以後の所得税から適用**されます。

(2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除は以下のとおりとされ、これらの控除の適用限度額は、それぞれ 5 万円とされます。

< 控除限度額 >

年 間 の 支 払 保 険 料 等	控 除 額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,000円超	一律 50,000円

※ 合計最高控除限度額は 10 万円となります。

(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記 (1) 及び (2) にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額はそれぞれ次に掲げる金額の合計額 (適用限度額 4 万円) とされます。

- ① 新契約の支払保険料につき、上記 (1) の計算式により計算した金額
- ② 旧契約の支払保険料につき、上記 (2) の計算式により計算した金額
- ③ ① + ② (適用限度額 4 万円)

※ 3 種類の控除額合計の最高控除額は 12 万円となります。